

障害者の各種手当について

手当の受給には所得や年齢、障害の程度などによる受給制限があります。詳しい制度についてはお問い合わせください。

◎手当月額は令和7年4月1日現在の支給額です。

心身障害者福祉手当

①申請時に65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方。
[手当月額]

- ・身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症 15,500円
- ◎おとしより介護応援手当を受給している方は10,200円
- ・身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級 10,200円

重度心身障害者手当

①申請時に65歳未満で、重度の知的障害による著しい精神症状のある方、重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
[手当月額] 60,000円

特別障害者手当

①20歳以上でおおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程

度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方
[手当月額] 29,590円

障害児福祉手当

①20歳未満でおおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方
[手当月額] 16,100円

特別児童扶養手当

①20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、精神障害または内部障害により日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童)を監護する父母または養育している方
[手当月額]

- 1級 56,800円
- 2級 37,830円

児童育成手当(障害手当)

①20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度程度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症)を扶養している方
[手当月額] 15,500円

②障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389

☎(3248)1322

戸籍の氏名に振り仮名を

記載する取り組みが始まります

行政のデジタル化の基盤整備などを目的として戸籍の氏名に振り仮名を記載することになりました。

通知

本籍地の区市町村が、5月下旬から振り仮名を通知します。
発送時期は自治体により異なるため、詳しくは本籍地のHPなどを確認してください。
◎本区は8月上旬に通知予定です。
◎振り仮名の記載は令和8年8月末の予定です。

誤りがあった場合は 届け出てください

通知された振り仮名に誤りがある場合や早期の記載を希望する場合は、次のいずれかの方法で届け出てください。
◎振り仮名が正しい場合、届け出は不要です。

届け出方法

- ・マイナポータル(マイナンバーカードを使用)

- ・郵送(法務省HPから届け出用紙をダウンロード・記入し、本籍地の区市町村へ送付)
- ・窓口(本籍地または住所地の区市町村へ届け出)

◎本区の窓口は区役所1階区民生活課戸籍係または各特別出張所区民係です。

届け出期限

令和8年5月25日まで

届け出ができる方

- ・氏(名字)について
戸籍の筆頭者、配偶者、子の順で届け出可能
- ・名について
本人のみ(未成年者は親権者などの法定代理人による届け出)

☎法務省民事局

☎(3580)4111



詳しくは法務省HPへ



詐欺に注意!!

振り仮名の届け出は無料です。法務省や自治体が費用の支払いを求めることは一切ありません!

区内中小企業などの

ワーク・ライフ・バランスを推進しています

ワーク・ライフ・バランス推進企業の新規認定

仕事と家庭の両立支援や男女が共に働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所を認定しています。

4月10日に認定式を行い、認定証の盾が授与されました。

今回認定された事業所

- (株)アクセル・モード
- 加藤産商(株)
- 極東鋼弦コンクリート振興(株)
- CLINKS(株)
- (株)スズヤス
- (株)メッセ
- リテラ・クレア証券(株)

今回取り組みが評価されて認定を更新した企業や、認定企業各社の具体的な取り組みをHPで公開しています。



▲認定企業集合写真(4月10日撮影)

ワーク・ライフ・バランス推進企業の

認定を受けませんが

①区内に事務所を置く中小企業、一般社団法人、一般財団法人など

認定の対象となる取り組み内容

- ・仕事と子育て・介護の両立支援に積極的に取り組んでいること
- ・従業員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいること
- ・従業員が地域活動などに参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいること

認定を受けるメリット

- ・名刺や企業HPなどに認定ロゴマークを使用できます。
- ・企業の取り組み内容を「区のおしらせ ちゅうおう」をはじめ、区HPなどで紹介します。
- ・中央区商工業融資の融資利率優遇を受けられます(別途審査あり)。
- ・区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名などの優遇の適用を受けられます。

②10月31日(必着)までに申請書を郵送、メールまたは直接④へ。

◎申請書、募集案内は④で配布する他、HPでダウンロードできます。

☎総務課男女共同参画係

☎(5543)0651

✉soumu_03@city.chuo.lg.jp

詳しくは区HPへ
(認定企業の紹介)



ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー をご活用ください

仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働削減など、働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取り組みを向上させたい事業所に、アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士など)を派遣しています。

①区内に事業所を置く中小企業、一般社団法人、一般財団法人など

アドバイザーによる支援内容

- ・有給休暇取得促進や長時間労働削減のためのアドバイス
- ・男性の育児休業取得促進に向けたアドバイスなど

派遣回数

1事業所原則4回まで

②12月26日(必着)までに申請書を郵送、メールまたは直接④へ。

◎予定数に達した場合は、募集期間内でも受け付けを終了します。

◎申請書、募集案内は④で配布する他、HPでダウンロードできます。



詳しくは区HPへ
(推進企業募集)

詳しくは区HPへ
(アドバイザー派遣)

